上総第１３８２号

令和６年１月２２日

上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会

　会長　渡　辺　英　人　様

上尾市長　畠　山　　稔

　　　上尾市情報公開・個人情報運営審議会の運営について（諮問）

　上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）では、令和５年４月の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、これまで審議会に諮っていた諮問案件の大半が縮小され、審議会委員の任期が令和６年３月３１日をもって満了を迎えます。

　他方、上尾市では令和６年４月に公文書管理条例の施行に向けて準備をしており、この条例が施行されると公文書の移管・廃棄の決定については、諮問機関に審議することが求められます。

　以上のことを踏まえ、今後の審議会の運営について、貴審議会の意見（答申）を求めます。

次期審議会の運営について

１　審議会の役割について

　公文書管理の審議機能を追加し、審議会の名称を「上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会」に改める。

　令和６年４月に公文書管理条例の施行に向けて準備をしており、この条例が施行されると公文書の移管・廃棄の決定は、諮問機関に審議することが求められる。

　情報公開と公文書管理が表裏一体の関係であると言われる中で、現行の審議会に公文書管理の審議機能を追加することは、両者の適切な連携が確保され、市民の知る権利の尊重と公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とした上尾市情報公開条例との関係にも整合性が図られているものと思料する。

　したがって、現行の「上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会」に公文書管理の諮問機関を追加するとともに、審議会の名称を「上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会」に改めるものとする。

【参考】情報公開・個人情報保護・公文書管理が一緒になっている審議会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審議会名又は委員会名 | 人　数 | 委員の構成 |
| 酒田市公文書・情報公開・個人情報保護審査会 | ５人 | 制度に関し学識経験を有する者 |
| 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 | ８人 | 学識経験者4人　市民4人 |
| 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 | 特定個人情報保護評価専門部会９人  公文書管理部会13人 | 法令又は行政に関し知識を有するもの経験者11人　市民4人（うち公募2人） |
| 新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 | 情報公開部会５人  個人情報保護部会５人  公文書管理部会４人 | 知識経験を有する者、市民 |

２　審議会の組織について

　審議の委員の人数については、これまでどおり１０人以内で組織することが妥当である。

　令和５年４月１日の個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、個別事案を審議会に諮問することが許容されず、これまで審議会に諮っていた個人情報の保護に関する諮問案件の大半が縮小された。このことから審議会の運営及び委員の人数の見直しが課題となっていたが、新たに公文書の移管・廃棄についての審議が加わり、他市の委員の人数を考量すると、本審議会委員の人数については、これまでどおり１０人以内で組織することが、妥当であると思料する。

３　審議会委員の構成について

　審議会委員の構成については、「各種団体の代表」、「識見を有する者」に「その他市長が必要と認める者」を加え、市民公募の枠を設けるものとする。

委員の構成については、今後は特定歴史公文書の保存についての審議に関わることから、地域の歴史・事情に精通している者や識見を有する者など公文書管理において必要とする能力を備えた委員を視野に入れて検討する。

また、専門家のみの意見だけではなく、市民目線での意見を市政に反映させることで、審議会の透明性が担保できると思料する。このことから市民参画の機会を与え、市民公募の枠を設けることが必要である。したがって、次期委員の構成については、「各種団体の代表」、「識見を有する者」に「その他市長が必要と認める者」を加え、市民公募の枠を設けるものとする。

【参考】公文書管理における審議会及び委員会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審議会名又は委員会名 | 人　数 | 委員の構成 |
| 高松市公文書等管理審議会 | ７人 | 弁護士(2人)、行政書士、税理士、学識経験者、  人権擁護委員、文書館主任専門職員 |
| 鹿児島市公文書管理委員会 | ５人 | 学識経験者2人、文書管理の実務に携わる者2人  その他市長が必要と求める者1人 |
| 尼崎市公文書管理委員会 | ６人 | 学識経験者その他市長が適当と認める者 |
| 豊島区公文書等管理委員会 | ５人 | 有識者委員3人、区民委員2人 |
| 世田谷区公文書管理委員会 | ５人 | 公文書の管理及び特定重要公文書の保存、利用等に関して優れた識見を有する者その他の必要と認める者 |
| 茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会 | ９人 | 学識経験を有する者 |